

浜松市上下水道部告示第 26 号

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、指定給水装置工事事業者を指定したので、浜松市水道事業指定給水装置工事事業者に関する規程（平成10年浜松市水道部管理規程第9号）第6条第1項第1号の規定により、次のとおり告示する。

令和 8年 5月 7日

浜松市水道事業及び下水道事業管理者 奥家 章夫

指 定 番 号 第 838号

事業所の所在地及び  
氏名又は名称 愛知県豊田市大林町十二丁目 3-3 OBAYASHIBASE2 号  
株式会社クラフト  
代表取締役 春日井 宏士園